

3月定例教育委員会 資料	
年月日	平成28年3月22日
担当課	教育委員会 教育総務課

## 議案第17号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

### 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則案要綱

#### 1 改正の目的

鳥取市教育委員会事務局の内部組織の再編に伴い所要の整備を行うことを目的とします。

#### 2 改正の内容

- (1) 学校教育課内の校区審議室を廃して、教育総務課内に「校区審議室」を置くこととします。(第5条関係)
- (2) 分室の事務分掌における事務について、基幹公民館に関するものを削ることとします。(第7条関係)
- (3) 教育センター内の教育支援係を廃して、「特別支援教育係」を置くこととします。(第12条関係)
- (4) 教育委員会の所管に関する附属機関のうち公民館運営協議会を削ることとします。(第19条関係)

#### 3 施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行することとします。

議案第17号

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を次のように改正する。

平成28年3月22日提出

鳥取市教育委員会

教育長 木下法広

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条教育総務課の項中「総務係 学校施設係」を「校区審議室 総務係 学校施設係」に改め、同条学校教育課の項中「校区審議室 学務係 指導係 生徒指導係」を「学務係 指導係 生徒指導係」に改める。

第7条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第2項中「教育支援係」を「特別支援教育係」に改める。

第19条第1項の表公民館運営協議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 提案理由

鳥取市公民館条例の一部改正により基幹公民館が廃止されたこと及び、組織機構の変更に伴い所要の整備を行うためである。

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○ 鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （課等及び内部組織）</p> <p>第5条 事務局に、次の課、分室、係等を置く。 教育総務課 <u>校区審議室</u> <u>総務係</u> <u>学校施設係</u> 学校教育課 <u>学務係</u> <u>指導係</u> <u>生徒指導係</u></p> <p>第6条（略） （分室の分掌事務）</p> <p>第7条 分室の事務分掌は、各総合支所の所管区域における事務についておおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 分室内の庶務に関すること。</li> <li>(2) 児童及び生徒の就学及び奨学に関すること。</li> <li>(3) 児童及び生徒に対する援助費に関すること。（給食を除く。）</li> <li>(4) 学校施設（幼稚園を除く。）の使用許可に関すること。</li> <li>(5) 学校（幼稚園を除く。）の環境及び衛生に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習の推進に関すること。</li> <li>(7) <u>青少年の育成に関すること。</u></li> <li>(8) <u>社会教育団体の育成指導に関すること。</u></li> <li>(9) <u>体育団体の育成指導に関すること。</u></li> </ol>	<p>○ 鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （課等及び内部組織）</p> <p>第5条 事務局に、次の課、分室、係等を置く。 教育総務課 <u>総務係</u> <u>学校施設係</u> 学校教育課 <u>校区審議室</u> <u>学務係</u> <u>指導係</u> <u>生徒指導係</u></p> <p>第6条（略） （分室の分掌事務）</p> <p>第7条 分室の事務分掌は、各総合支所の所管区域における事務についておおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 分室内の庶務に関すること。</li> <li>(2) 児童及び生徒の就学及び奨学に関すること。</li> <li>(3) 児童及び生徒に対する援助費に関すること。（給食を除く。）</li> <li>(4) 学校施設（幼稚園を除く。）の使用許可に関すること。</li> <li>(5) 学校（幼稚園を除く。）の環境及び衛生に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習の推進に関すること。</li> <li>(7) <u>基幹公民館に関すること。</u></li> <li>(8) <u>青少年の育成に関すること。</u></li> <li>(9) <u>社会教育団体の育成指導に関すること。</u></li> <li>(10) <u>体育団体の育成指導に関すること。</u></li> </ol>

- (1.10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。
- (1.11) 各種スポーツ大会の開催に関すること。
- (1.12) 学校給食に関すること。
- (1.13) 学校給食センターに関すること。
- (1.14) 文化財に関すること。
- (1.15) 所管する公の施設（幼稚園を除く。）の管理に関すること。

第8条から第11条まで（略）

（教育機関等の区分）

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。  
（省略）

2 教育センターに内部組織として研修企画係及び特別支援教育係を置く。

（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）

第13条から第18条まで（略）

第19条 教育委員会の所管に関する附属機関等は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
公民館運営委員会	鳥取市公民館条例施行規則第6条に規定する公民館事業の運営に関する事務	地区公民館

- (1.1) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。
- (1.2) 各種スポーツ大会の開催に関すること。
- (1.3) 学校給食に関すること。
- (1.4) 学校給食センターに関すること。
- (1.5) 文化財に関すること。
- (1.6) 所管する公の施設（幼稚園を除く。）の管理に関すること。

第8条から第11条まで（略）

（教育機関等の区分）

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。  
（省略）

2 教育センターに内部組織として研修企画係及び教育支援係を置く。

（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）

第13条から第18条まで（略）

第19条 教育委員会の所管に関する附属機関等は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
公民館運営協議会	鳥取市公民館条例施行規則(昭和45年鳥取市教育委員会規則第1号)第5条に規定する公民館事業の運営に関する事務	基幹公民館
公民館運営委員会	鳥取市公民館条例施行規則第6条に規定する公民館事業の運営に関する	地区公民館

<p>2 (略) 第20条から第21条まで (略) 附 則 (略)</p>	<p>事務</p> <p>2 (略) 第20条から第21条まで (略) 附 則 (略)</p>
---	---